（警視庁警部補）　小見門　彰
　持田　行雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二日）
　平沼　貞次
瑞宝中綬章を授ける
　有賀　利輝　井上　之輔　浦添　爲廣
　勝山　裕之　鎌田　正道　辻　実
　中村　安彦　長谷川秀夫　深津　昭悟
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上六月三日）
（東京大学名誉教授）　三城　滿禧
瑞宝小綬章を授ける
　浦崎　健一　岡田　英介　奥山　智久
（財務事務官）　押切　仁
　黒沢　洋　佐藤　登　中川　清
瑞宝双光章を授ける（各通）
　今井　豊　江澤　重明
　大竹　章義　昆布谷清太郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月四日）
　西辻　正副
瑞宝小綬章を授ける
　岩槻　正雄　星野　修　増田　修
瑞宝双光章を授ける（各通）
　浅和　孝雄
瑞宝単光章を授ける（以上六月五日）
　波戸　義幸
瑞宝単光章を授ける（六月七日）
　山本　壽之
瑞宝小綬章を授ける（六月十一日）
（在日アメリカ合衆国海軍佐世保艦隊基地司令官）アメリカ合衆国海軍大佐　マシュー・ディヴィト・オヴィアス
旭日中綬章を贈与する（六月三十日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年六月二十八日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

松沼　佳子　和田　貢　上武　尚子
中桐　規碩　森田　和子

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年六月二十八日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

井上　敬惠　渡邊　登　紺野　房江

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年六月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

西塚世津子　朝永　陽子　佐藤　知也
泉　英明　西澤喜兵衛　八木　久雄
馬渕　隆一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

篠原　准

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年六月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

長島　雅則

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年六月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

東洋システム株式会社
有限会社グランデュール
株式会社三興
有限会社栄工業所

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年六月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故水野正人遺族　水野由美子

褒章条例第六条により褒状を授ける

皇室事項

行幸

天皇陛下は、七月七日午前九時三十五分御出門、日本ゼオン株式会社川崎工場及び総合開発センターを御視察のため、神奈川県川崎市へ行幸、午後零時十五分還幸になった。

官庁報告

国家試験

平成29年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

人事院事務総長　古屋　浩明

平成29年7月11日

1　試験の名称　平成29年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）

2　試験の区分　法務

3　対象官職　政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする係員の官職その他これらに類する官職のうち、主として法曹に必要な学識及び能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合、原則として下記の俸給月額を支給される。

（俸給月額）

行政職俸給表(一)　2級11号俸	209,400円
公安職俸給表(一)　3級15号俸	234,200円
公安職俸給表(二)　2級11号俸	238,900円
研究職俸給表　2級15号俸	224,300円

（適用俸給表）

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

行政執行法人の職員となる場合には、それぞれの行政執行法人において定められた給与が支給される。

5　受験資格　昭和62年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの

(1)　法科大学院（学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了した者であって司法試験に合格したもの

(2)　人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。

6　第1次試験

(1)　試験種目　基礎能力試験

(2)　試験の実施日　平成29年10月1日（日）

(3)　試験地　東京都

（注）　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

(4)　第1次試験合格者発表　平成29年10月10日（火）に、受験番号を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関1－2－3）における掲示又は人事院事務総局に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

7　第2次試験

(1)　試験種目　政策課題討議試験及び人物試験（人物試験は、個別面接により行う。）

なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

(2)　試験の実施日　平成29年10月12日（木）又は平成29年10月13日（金）のうち、第1次試験の合格通知の際に指定する日

(3)　試験地　東京都